



障障発第1201002号

平成18年12月1日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



「構造改革特別区域における「知的障害者通所更生施設における  
身体障害者の受入事業」について」の廃止について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）においては、18歳以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を障害者として定義し、障害の種別にかかわらず、障害福祉サービスを受けることができることとしている。

また、同法の一部が10月1日から施行されたことに伴い、障害種別ごとの施設及び事業体系は再編され、知的障害者通所更生施設という枠組みにとらわれることなく、障害者はサービスを利用することができることとなった。

このため、「構造改革特別区域における「知的障害者通所更生施設における身体障害者の受入事業」について」（平成15年8月29日障障発第0829003号）については、平成18年9月30日をもって廃止することとする。

については、管内市区町村及び関係者に周知し、事業が円滑に実施できるよう御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。